

2026年 5月 29日

ご契約者 各位

テレ・マーカークループ株式会社

TEL 0120-153-326

Email bizden@telemarker.co.jp

(受付時間 9:00 ~ 18:00 土日祝・年末年始を除く)

---

## 電気需給約款の変更に関するお知らせ

### (電気供給元：テレ・マーカークループ株式会社のお客様)

---

拝啓 平素よりビジでんをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社は、2026年7月1日付で、エリアごとに定めておりました約款を統合するとともに、各約款に含まれておりました別表を約款本体から切り離し、整理する形へ変更いたします。また、これに伴い、電気需給約款および別表を改定し、その内容の一部を変更いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

対象となるお客さまにおかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。今後とも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 主な変更内容

##### ➤ 10.契約の期間

###### 【変更前】

契約の期間は、電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降2年目の日までといたします。ただし、契約期間満了までに電気需給契約の終了または変更がない場合は、当該契約は、契約の期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

###### 【変更後】

契約期間は原則として、供給開始日から、供給開始日が属する月の2年後の応答月の前月末日までとします。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様から書面による更新拒絶の申し出がない限り、本契約は同一条件でさらに2年間更新されるものとし、以後も同様とします。なお、ライトプランについては、供給開始日から、供給開始日が属する月の1年後の応答月の前月末日までとし、契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

##### ➤ 17.電気料金の算定 (3)

###### 【変更前】

(3)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

【変更後】

(3)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により電気料金を変更するときは、変更後の電気料金は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の検針日または計量日から適用いたします。

➤ **34.解約等 2.**

【変更前】

(新設)

【変更後】

2.前項の場合、当社が本契約を解除した日が契約期間内である場合には、お客様には、当社に対し、別表第6表に定める解約手数料をお支払いいただきます。

➤ **34.解約等 3.**

【変更前】

(新設)

【変更後】

3.前項の規定は、当社からお客様に対する解約手数料以外の損害賠償請求を妨げるものではありません。

➤ **別表：第6表 解約手数料 (1)**

【変更前】

お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める最低利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、最低利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。

【変更後】

お客様が契約期間内に本契約を解約された場合、残余期間に関わらず(3)に定める一律の解約手数料(税込)が発生します。更新後の契約についても同様とします。

➤ **別表：第6表 解約手数料 (2)**

【変更前】

供給開始月(供給契約が更新された場合には、更新された月)から24ヵ月間。

【変更後】

契約期間満了日が属する月の翌月及び翌々月は更新猶予月とし、お客さまが更新猶予月に本契約を解約された場合、前項にかかわらず、更新後の契約について、解約手数料は発生いたしません。

➤ **別表：第6表 解約手数料 (3)**

【変更前】

解約手数料 10,450円(税込)

【変更後】

解約手数料は10,450円(税込)とします。

➤ 別表：第9表 契約種別 ハ) 契約容量/契約電力

【変更前】

契約容量（契約電力）の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものいたします。

【変更後】

契約容量（契約電力）の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力や電気需給契約締結前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示、あるいはスイッチング支援システムに登録の契約電流により決定します。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものいたします。

2. 実施日

2026年7月1日

3. 変更後の電気供給約款

<https://www.bizden.jp/clause>

以上